

令和6年度（債務）
山元町つばめの杜保育所給食調理業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

令和6年8月
山元町 子育て定住推進課

山元町つばめの杜保育所給食調理業務委託 公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

町では、つばめの杜保育所の給食調理業務について、今後、調理スタッフの休退職や感染症等の影響を受けずに安心安全で美味しくかつ質の高い給食を安定的に提供できる体制づくり及び保育所事業に係る事務及び経費のスリム化を図るため、令和7年4月から給食調理業務の外部委託を導入します。

本業務の実施に当たっては、保育所給食調理業務がその性質上、衛生管理、食物アレルギー等の乳幼児の健康管理など、きめ細かい対応が必要となることから、民間事業者の経営能力や技術能力を活用することにより、当該給食調理業務の安全性及び効率性を確保するため、つばめの杜保育所の乳幼児に、時間に正確に、質の良い美味しい給食を提供できる最適な受託候補者を公募型プロポーザル競争方式により選考するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託業務の名称 令和6年度（債務）山元町つばめの杜保育所給食調理業務委託
- (2) 対象施設 山元町つばめの杜保育所（定員150人）
- (3) 調理食数 別紙「山元町つばめの杜保育所給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）調理見込み食数のとおり
- (4) 委託業務の内容 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 委託契約期間 契約締結の翌日から令和12年3月31日まで
- (6) 準備及び業務引継期間 契約締結の翌日から令和7年3月31日まで
※食品営業許可の取得期間とし、かかる経費は受注者の負担とします。
- (7) 調理業務引継期間 令和7年3月1日から令和7年3月31日まで
※調理室内における調理業務の引継期間とし、かかる経費は発注者の負担とします。
- (8) 調理業務履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (9) 提案上限額（予算額） 136,466,000円
【内訳】調理業務引継期間 1,166,000円
調理業務履行期間 135,300,000円
※上記各々の期間の総計とし、消費税及び地方消費税を含みます。

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 山元町競争入札参加者の資格及び指名競争入札参加者の指名に関する基準（令和3年山元町告示第71号）に基づく入札参加登録業者名簿に登載されていること。
- (2) 山元町建設工事入札参加登録業者等指名停止措置要領（平成21年山元町告示第76号）による措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 国税又は地方税の滞納がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成20年山元町告示第64号）に該当する者でないこと。
- (7) 令和6年4月1日現在、宮城県内に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有していること。
- (8) 「保育所における食事の提供ガイドライン」等に基づき、安心かつ安全で良質な給食の提供が可能であること。
- (9) 保育所給食共同調理場施設での調理業務、または集団給食業務の受託実績を3年以上有しており、平成30年の食品衛生法の改正による営業許可を受けていること。
- (10) 過去3年以内に食品衛生法に基づく営業の許可の取り消し又は営業の禁止若しくは停止処分を受けていないこと。

4 現地視察

(1) 実施期間等

ア 期 間 令和6年8月22日（木）、23日（金）、26日（月）

イ 時 間 ①午前8時30分から午前10時00分まで

実際の調理状況について、調理室に隣接する遊戯室からガラス越しにご覧になれます。

②午後3時00分から午後5時00分まで

調理室内の設備・貸与物件等について、ご覧になれます。

①、②ともに事前予約制とし、30分間程度とします。

ウ 集合場所 つばめの杜保育所 正面玄関前

(2) 留意事項

ア 現地視察希望者は、次に挙げる事項を令和6年8月19日（月）までに「15 問い合わせ先」へ電話でご連絡ください。なお、申込状況により、子育て定住推進課で日程等の調整を行うため、希望日時に視察できない場合があります。①法人名、②参加人数、③参加者名、④連絡先、⑤希望日・時間（第2希望まで。特に希望がなければ子育て定住推進課で指定します。）

イ 調理室に入室する方は、当日体調不良がみられない者とし、清潔な衣服（白衣・帽子・マスク、履き物等）を用意すること。なお、調理室の入室は、1事業者2名までとします。

ウ 視察時は、町の指示に従うこと。視察時には子育て定住推進課職員が立会います。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXにより提出すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

- (1) 質問期限 令和6年8月27日（火）午後5時まで必着
- (2) 提出先 山元町子育て定住推進課
- (3) 提出方法 電子メール、FAX

Mail kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp FAX 0223-37-4144

※質問書提出後は、電話により到着の確認をしてください。

- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和6年9月2日（月）に山元町ホームページ内で公表します。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなします。

6 参加申込手続

- (1) 提出書類等 本プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式2）	1部
イ 参加資格等確認申請書（様式3）	1部
ウ 会社等概要整理表（様式4）及び会社パンフレット等	11部
エ 受託業務実績表（様式5）	11部
オ 配置予定業務責任者調書（様式6）	11部
カ 配置予定業務責任者の資格証（写）	1部
キ 損害賠償等の担保を証する書類（写）	1部
ク 誓約書（様式7）	1部

過去3年以内に食品衛生法に基づく営業の許可の取り消し又は営業の禁止若しくは停止処分を受けていないことの誓約書

ケ ISO認証等、特別な登録や許可を受けている場合はその証明書（写） 1部

- (2) 提出期限 令和6年9月19日（木）
- (3) 提出先 山元町 子育て定住推進課
- (4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※郵送による場合は必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。

なお、郵便事故等については、町は一切の責任を負わないものとします。

7 一次審査

- (1) 参加申込時の提出書類から、山元町子育て定住推進課にて実施要領にある各条件を満たしているか書類審査し、二次審査対象を選出します。
- (2) 書類審査を通過した者に、二次審査に関して通知します。一次審査で条件を満たして

いなかった者については、その旨を通知します。

8 企画提案書等の作成及び提出

一次審査を通過した者は、提出期限までに企画提案書等を提出すること。また、企画提案書の構成は以下のとおりとし、任意様式で作成すること。

(1) 提案書の構成（表紙、見積書及びその他添付書類を除き全ページ30ページ以内とする。）

ア 企画提案書表紙（様式8）

イ 企画提案書

（A4判縦使い横書き 両面印刷可・文字サイズは11ポイント以上とする。

A3判の折り込みは可とする。）

I 会社概要及び業務の実績

II 保育所給食に対する基本的な考え方・食育活動

III 安全衛生管理体制

IV 調理従事者等の教育・研修計画

V 調理従事者の配置・業務実施体制

VI 業務遂行能力

ウ 提案概要書（様式9）企画提案書の概要を1枚にまとめたもの

エ 見積書（様式10の1～2）

(2) 提出部数 正本1部、副本10部

なお、提案概要書については、電子データでも提出すること。

(3) 提出期限 令和6年10月16日（水）午後4時まで

(4) 提出先 山元町 子育て定住推進課

(5) 提出方法 窓口への持参又は郵送により提出すること。

※郵送による場合は必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、町は一切の責任を負わないものとします。

9 二次審査

本要領、仕様書に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により山元町保育所給食調理業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査します。

(1) 審査方法

プレゼンテーション及び質疑応答により審査を行います。

ア 日時 令和6年10月22日（火）午後1時30分から（予定）

「二次審査に関する通知書」により別途通知

イ 場所

山元町役場 会議室

ウ 持ち時間

各者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分以内）

エ 内容

企画提案書の内容等について説明を行い、選定委員会委員が行う質問に回答する。

オ 特記事項

- I 本業務を受託した場合に業務責任者として配置予定の従業員を同席させること。
- II パソコン等を用いる場合は、事前に連絡すること。その場合、パソコンは各者で持ち込むものとし、スクリーン、プロジェクター及びレーザーポインターは町で用意する。
- III 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

(2) 評価方法

次のとおり評価採点し、契約候補者及び次点候補者、第3候補者を特定します。

ア 採点

選定委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から評価点を算出し、各委員の評価点を合計し合計評価点とする。

イ 選定

合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお最高点を得た者が2者以上ある場合は、「安全衛生管理体制」の点数が最も高いものを契約候補者とする。最高点に続く合計評価点を得たものを次点候補者、第3位の合計評価点を得たものを第3候補者として特定する。

ウ 評価基準表及び配点（審査委員会委員1人当たり）

評価基準表

審査項目		評価の観点	配点	
企画提案 (提案評価点)	I 会社概要及び業務の実績	1. 事業者の経営理念及び財政基盤の安定性	5	10
		2. 保育所・学校における給食調理業務実績や大量調理施設における給食調理業務実績、長期にわたり保育所での調理業務を運営している実績、業務契約をしている実績等	5	
	II 保育所給食に対する基本的な考え方・食育活動	1. 乳幼児期の食の重要性や保育所給食が保育の一環であることへの理解度を含む保育所給食に対する事業者の基本的な考え方	10	20
		2. 安全安心な給食の提供や、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない方策として、事業者が協力できる提案	5	
		3. 乳幼児期における食育を推進する上で、事業者独自の提案	5	
	III 安全衛生管理体制	1. アレルギー対応食に関する基本方針及びノウハウや、当該業務におけるアレルギー対応の実施体制	5	20
		2. 食中毒や異物混入等の事故に関する具体的防止対策及び事故発生時等、緊急時の対応方針と再発防止対策	5	
		3. 「大量調理施設衛生管理マニュアル」など、衛生管理の諸規定に基づいた衛生管理が期待できるか。	5	

			4. 事業者独自の衛生検査の具体的内容・頻度・実施者・対象者が明確に提示され、調理従事者の細菌検査（検便）や健康診断を実施し、日常の健康状態を点検し、従事する体制がとられているか。 5. 衛生管理業務について、事業者独自の提案	5	
	IV	調理従事者等の教育・研修計画	1. 特別食（離乳食・アレルギー対応食）への対応研修内容、年間計画及び研修実施期間 2. 事業者の年間研修内容（調理技術・衛生管理等）や研修実施期間 3. 調理従事者に対する個人情報等のコンプライアンス研修計画	5 5	10
	V	調理従事者の配置・業務実施体制	1. 現場責任者として、保育所給食もしくは類似した給食調理施設における経験豊富な者等の配置 2. 保育所給食調理業務等の経験豊富な有資格者（調理師等）の配置・適正な人員配置の予定 3. 必要に応じた補助職員の配置や休暇等に対応した代替職員の配置等、安全安心な保育所給食の提供のための業務実施体制の考え方 4. 経験豊富かつ有能な人材を多く確保するためのノウハウの構築 5. 従業員の定着及び地域雇用促進について 6. 災害等緊急時の人員確保等、会社の対応・体制の考え方や町の指示を迅速かつ的確に伝達する組織体制の確立	10 5 5	20
	VI	業務遂行能力	1. 調理現場及び社内の指揮命令系統について 2. 給食停止になった場合の緊急対応及び、具体的な対応の整備	5 5	10
提案価格評価点	VII	提案価格	提案価格評価点 $100 - (\text{提案額} / \text{提案上限額}) \times 100$ ※少数点以下を切り捨てた実数を用いる。	10	10
合 計					100

(3) 選定委員会委員

- ア 副町長
- イ 総務課長
- ウ 企画財政課長
- エ 保健福祉課長
- オ 子育て定住推進課長
- カ 仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所 総括技術次長
- キ 児童福祉施設運営審議会委員
- ク つばめの杜保育所親の会会長が推薦する者

10 選定結果の通知

(1) 選定結果通知及び公表

選定結果については、全提案者に対して文書により通知するとともに、応募の概略（経過、応募者名等）、審査の概要、選定理由等については、選定過程の透明性を確保するため、町ホームページに公表します。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとします。

(2) 通知時期

選定終了後、速やかに通知します。（令和6年10月下旬予定）

11 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約を締結します。この際、契約候補者は改めて提案価格を上限として見積書を提出するものとします。

契約候補者との協議が不成立となった場合は、次点候補者と同様の協議を行うものとします。

なお、次点候補者との交渉も不調に終わった場合は、さらに第3候補者をもって優先交渉権者としますが、それでも交渉が整わない場合は、選定をやり直すこととします。

12 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しません。

(2) 提出後の追加、修正及び削除は認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には利用しません。ただし、情報公開請求があった場合は、山元町情報公開条例（平成12年山元町条例第40号）に基づき取り扱うものとします。

(4) 提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

(5) 町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができます。

(6) 企画提案書の提出は、1者1案とします。

13 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とします。

また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については町に請求できないものとします。

(2) 参加辞退の場合

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（任意様式）を、速やかに山元町子育て定住推進課あてに提出するものとします。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実行為を行った場合
- オ 見積書の金額が、「**2 業務の概要**(9)提案上限額」を超過した場合

(4) 知的創造物についての権利等

企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案書に帰属するものとします。

ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、町は提案者の許諾を得た上で、特段の対価なく使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとします。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとします。

1.4 公募のスケジュール

項目	期 日
公告及び参加申込開始	令和6年8月 1日（木）
現地視察	8月22日（木）、23日（金）、26日（月）
質問締切り	8月27日（火）午後5時必着
質問に対する回答	9月 2日（月）
参加申込締切り	9月19日（木）
一次審査結果通知	10月 4日（金）
企画提案書提出締切り	10月16日（水）午後4時必着
二次審査	10月22日（火）
見積り合わせ	11月20日（水）
選定委員会への報告	11月下旬頃
選定結果通知	11月下旬頃
事業者との契約締結	12月上旬頃
調理業務引継期間	令和7年3月1日～3月31日
調理業務履行開始	令和7年4月1日～

※上記スケジュールは変更となる場合があります。

15 問い合わせ先

山元町 子育て定住推進課

住 所：〒989-2292 宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山32番地

電 話：0223-36-9835 FAX：0223-37-4144

メール：kosodate.k@town.miyagi-yamamoto.lg.jp